

EBIC Jr.

【設立の経緯】

EBIC Jr, は、NPO 法人 EBIC 研究会（2004 年～2020 年活動）の精神「専門領域が異なる医療従事者の協働によって感染管理の質と効率を高めるために、科学的根拠に基づいた感染管理（Evidence-based Infection Control, EBIC）の実践に必要な技術の研究開発を行うと同時に、得られた成果を広く医療従事者ならびに市民へ提供し、感染管理技術及び感染管理情報の啓蒙普及等に関する事業を行い、国民の保健及び医療等の増進に寄与することを目的とする」を引継ぎ、市民が家庭内で役立てることができる医療と健康に関する情報を発信し、国民の健康増進に寄与する事を目的として設立した。

EBIC Jr. (イビック ジュニア) 規約 (2020 年 6 月 27 日)

1. 総則

(名称)

第1条 この団体は、EBIC Jr. (イビック ジュニア) と称する。(以下、本会という)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県前橋市天川大島町187-18に置く。

(目的)

第3条 市民が家庭内で役立てることができる医療と健康に関する情報を発信し、国民の健康増進に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- I. 科学的根拠に基づいた家庭内感染症対策の普及推進に係る事業
- II. 感染症に関する情報をわかりやすく解説して啓蒙普及に係る事業
- III. 健康増進に係る事業

2. 会員

(入会)

第5条 本会の目的に賛同し、会費を取めたものを会員とし、特に条件は定めない。

(入会金・会費)

第6条 会員は、別に定める入会金と会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- I. 退会したとき。
- II. 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は本会が消滅したとき。

Ⅲ. 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、世話人会議により当該会員を除名することができる。

I. 本会の規約、規則等に違反したとき。

II. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費、その他の抛出金品は、返還しない。

3. 役員

(種別及び定数・任期)

第11条 本会に、次の役員を置く。

2 世話人代表1名、監事1名をおく

3 任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(選任等)

第12条 役員は、世話人会議において選任する。

2 世話人代表は、世話人の互選により選任する。

(職務)

第13条 世話人代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 新たに世話人を加える場合には、世話人会議にて決定する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

I. 会の業務執行の状況を監査すること。

II. この会の財産の状況を監査すること。

(世話人・顧問)

第14条 本会に、事業運営のための世話人と顧問を置く。

2 世話人は、第3条の目的に賛同した会員の自薦とする。

3 世話人は、代表の要請により、世話人会議に出席し、意見を述べる。

4 世話人の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 世話人会議で、顧問を推薦し世話人代表がこれを委嘱する。

6 顧問は、当会の運営に関して代表の諮問に答え、又は代表に対して意見を述べる。

7 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 世話人会議

(構成)

第15条 世話人会議は、役員、顧問と世話人をもって構成する。

(権能)

第16条 世話人会議は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種別及び開催)

第17条 世話人会議は、通常世話人会議と臨時世話人会議とする。

- I. 世話人代表が必要と認めるとき。
- II. 世話人総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- III. 監事から召集の請求があったとき。

第18条 世話人会議は、世話人代表が招集する。

(議長)

第19条 世話人会議の議長は、世話人代表がこれにあたる。

(議事録)

第20条 世話人会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

(解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、世話人会の議決により、これを解任することができる。

- I. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- II. 職務上の職務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

5. 総会

(種別及び開催)

第22条 本会総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 世話人会が必要と認め、召集の請求をしたとき。

(2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、世話人代表が召集する。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第29条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権等)

第30条 各会員の表決権は、平等とする。

(議事録)

第31条 総会の議事については、議事録を作成する。

6. 資産および会計

(財源)

第32条 本会の経費は、入会金、会費、参加費、その他の収入をもって当てる。

(会計)

第33条 会計は世話人代表が管理し、監事の監査を経て、総会の承認を得る。

2 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(雑則)

第34条 本規約の変更は、総会の承認を必要とする。

附則

1 この規約は、この団体の成立の日である2020年6月27日から施行する。

2 この法人の入会金及び会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

会員0円

(2) 年会費

個人会員 2,000円

法人会員 10,000円

3 2021年3月27日臨時総会にて変更

役 職	名 前
世話人代表	高宮こず枝
世話人	横澤郁代
監事	金子心学
顧問	佐竹幸子
顧問	林俊誠